

基準 1 1. 社会的責務

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

《1 1-1 の視点》

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

- ・ 教員及び事務職員の統括倫理規程としては、「大同学園就業規則」第 4 2 条に服務心得及び第 4 3 条に服務規律が規定されている。
- ・ 個人情報保護に関する倫理規程については、「大同学園個人情報保護規程」第 3 条に管理責務、第 5 条に取得の原則、第 6 条に利用の制限及び第 7 条に第三者提供の制限を規定している。
- ・ セクシュアル・ハラスメントについては、「大同工業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」に所属長の責任、職員と学生の責任及び防止・対策委員会等を規定し、更に、補則として苦情相談に対応する人並びに教員、事務職員及び学生の各自が認識すべき事項の指針を定め、防止に努めている。
- ・ アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての規程は、未整備であるが、教員及び事務職員規程の「大同学園就業規則」第 4 2 条及び第 4 3 条で一般的服務規律として規定している。
- ・ 学外との研究交流に関する大学としての精神を「産学交流倫理基準」に制定している。

《1 1-1 の視点》

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・ 服務及び心得、規律に違反した場合等については、「大同学園就業規則」第 6 9 条に理事長の判断のもと制裁を行うことを規定し、制裁委員会で審議している。
- ・ セクシュアル・ハラスメントについては、大学に相談窓口の設置、相談員の配置等を規定し、副学長が中心となり、セクシュアル・ハラスメント問題の早期発見や防止に心掛けている。
- ・ 個人情報保護については、開示等請求様式を定めて情報管理に努め、個人情報保護委員会を置き、個人情報保護に関する重要事項を審議している。また、学生及び父母全員から「個人情報の取扱いに関する同意書」を取り学内での個人情報の適正な運用管理を図っている。
- ・ 研究倫理についての規程は制定されていないが、研究費使用については研究支援センターで管理し、不正防止に努めている。

(2) 1 1-1 の自己評価

- ・ 大学としての組織倫理に関する規程は、必要に応じて制定され、適切に運営されていると評価するが、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び研究倫理に対する規程制定に遅れがある。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・現状のセクシュアル・ハラスメントの規程に加え、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する規程を制定し、教員及び事務職員の倫理意識の更なる向上に努力する。
- ・研究不正及び研究費使用不正の防止を図る研究倫理に関する規程については、研究支援センター運営委員会等の関係する委員会で制定を検討していく。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

- ・本学は、労働災害及び安全衛生の危機管理のため、学長を委員長とする「大同工業大学安全衛生委員会」があり、機能している。更に、その下部組織に「防火管理委員会」及び「地震対策委員会」があり、火災・自然災害に対する危機管理を担っている。
- ・火災・自然災害の対応方法を定めた「自衛消防隊マニュアル」を、人事異動等による責任者や担当者の変更を毎年更新し、緊急時に備えている。
- ・「自衛消防隊マニュアル」には、自然災害時における学生の安否確認のための「学生緊急連絡網」及び教員・事務職員の「職員緊急連絡網」を整備し、緊急時に備えている。
- ・新入学生には、入学時に「安全の手引き」を配布し、それを基に安全指導を実施している。在学生については、毎年度「安全ガイダンス」を実施し、各学科長が安全衛生に関する心構え及び緊急時の対応を説明している。
- ・各校舎の建物毎に入退館システムによる警備体制を敷き、休日等には校舎等の建物に許可を受けた者しか入れない仕組みになっている。
- ・平成19年には、社会的にも関心の高いAED（自動対外式除細動器）を設置し、学内関係者に対して、AED使用に関する講習会を開催し、突発事態に対処出来る体制を整えている。
- ・平成16年に設置した深井水設備は、一日当たり100m³の能力を持ち、定期的に水質検査を行っているので、自然災害時に水道・ガス等のライフラインが切れても電気が復旧すれば、地域住民の避難場所として、飲料水確保が可能となる。

(2) 11-2の自己評価

- ・労働災害及び安全衛生の危機に関する管理体制は、整備されている。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・事故及び災害等不測の事態に備えるには充分過ぎることはないとの認識で、更なる取り組みが必要である。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- ・ 本学の教育研究成果は、「大学案内」等の各種印刷物、ホームページ及び大学紹介DVD等のツールを利用して、学内外に広報している。また、各センター運営委員会等で、公正かつ適切な広報活動に心がけている。
- ・ 学内紙「大同工大キャンパス (DAIDO CAMPUS)」は、エクステンションセンター運営委員会により編集され、最新の教育・研究活動の成果などを掲載し、年4回程度発刊し、教員、事務職員、学生、父母及び同窓生に配布している。また、ホームページに掲載し学外からも閲覧でき、情報の公開をしている。
- ・ 教員の研究業績・研究成果については、研究支援センターがデータベース化を行っており、研究支援センター運営委員会が毎年度「大同工業大学紀要」を編集し、学内外に公開している。
- ・ 専任教員及び兼任教員の授業については、授業開発センターが研究授業と授業研究会の内容をまとめた研究授業報告を「授業批評」として刊行し、学内に公開している。
- ・ 学外の研究者との共同研究の活動状況や研究成果等については、産学連携共同研究センターが「CRCニュース」を毎年発刊し、学内外に公開している。
- ・ 毎年2月に開催される「卒業研究発表会」及び「大学院公聴会」は、学生の教育研究活動の集大成と位置づけ、その成果を在学生、企業関係者等に公開している。
- ・ 大学祭やオープンキャンパスでは、大学の施設を開放し、学生が取り組む研究活動の紹介も行っている。

(2) 11-3の自己評価

- ・ 教育研究活動の現状及び成果の学内外への広報活動する体制は機能しており、最新の情報が迅速に広報されている。
- ・ インターネット社会にあって、ホームページは大学広報の要であり、現状では機能している。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教育研究データベースの充実と各種情報手段により公開を更に推進する。
- ・ ホームページは、今後、社会のニーズに合わせて更なる内容の充実を図る必要がある。

[基準11の自己評価]

- ・セクシュアル・ハラスメント及び個人情報保護に関する学内管理規程等は整備され、組織的には機能している。
- ・安全に対する危機管理は、「安全衛生委員会」、「防火管理委員会」及び「地震対策委員会」等で協議され実行に移されている。
- ・アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに対する防止規程、研究活動に伴う不正防止の規程が制定されていない。
- ・教育研究活動の学内外への広報活動体制は機能しているが、ホームページによる広報の内容充実は検討の余地がある。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

- ・アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止規程を制定する。
- ・研究不正防止及び研究費不正防止に関する研究倫理規程を制定する。
- ・倫理管理及び危機管理は、規程・組織を整備しただけでは不十分であり、教員及び事務職員に心から理解されるよう日常活動からのモラルアップに努めていく。
- ・学内情報の共有化を図り、社会に対しても情報の質を高め発信することを努力していく。